

【別記様式の一覧（特定農林水産物等審査要領により定める様式）】

別記様式 1	明細書	2
別記様式 2	生産行程管理業務規程	4
別記様式 3	法第13条第 1 項第 1 号に規定する欠格条項に関する申告書	5
別記様式 4	商標権者の承諾書	6
別記様式 5	補正指示通知書	7
別記様式 6	現地調査の実施の通知	9
別記様式 7	却下の通知	10
別記様式 8	申請の取下書	11
別記様式 9	申請の取下手続の完了の通知	12
別記様式10	意見書の写しの送付の通知	13
別記様式11	意見書の提出とみなす旨の通知（第10条）	14
別記様式12	意見書の提出とみなされる申請書等の写しを送付する旨の通知（第10条）	15
別記様式13	登録の通知	16
別記様式14	登録に係る登録免許税納付書の提出様式	18
別記様式15	登録の拒否の通知	19
別記様式16	明細書変更の承認の通知	21
別記様式17	登録生産者団体の変更の届出書	22
別記様式18	生産行程管理業務規程の変更の届出書	23
別記様式19	生産行程管理業務の休止の届出書	24
別記様式20	生産行程管理業務の再開の届出書	25
別記様式21	登録失効の届出書	26
別記様式22	商標権者の同意撤回書	27
別記様式23	登録の取消しの通知	28
別記様式24	意見書の提出とみなす旨の通知（第26条）	29
別記様式25	謄写請求書	30
別記様式26	登録の証明請求書	31
別記様式27	登録の証明書	32

明 細 書

年 月 日

1 作成者

住所（フリガナ）：（〒）

名称（フリガナ）：

代表者（管理人）の氏名及び役職：

ウェブサイトのアドレス：

2 農林水産物等の区分

区分名：

区分に属する農林水産物等：

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：

4 農林水産物等の生産地

生産地の範囲：

5 農林水産物等の特性

（説明）（※）

（※）申請書の記載（登録事項）と異なる場合には、その部分に下線を引いてください。

6 農林水産物等の生産の方法

（説明）（※）

（※）申請書の記載（登録事項）と異なる場合には、その部分に下線を引いてください。

7 農林水産物等の特性がその生産地に主として帰せられるものであることの理由

（説明）

8 農林水産物等の特性が確立したものであることの理由

（説明）

9 法第13条第1項第4号ロ該当の有無等

（1）法第13条第1項第4号ロ該当の有無

申請農林水産物等の名称は、法第13条第1項第4号ロに

☐ 該当する

商標権者の氏名又は名称：

登録商標：

指定商品又は指定役務：

商標登録の登録番号：

商標権の設定の登録及び存続期間の満了の年月日（当該商標権の存続期間の更新登録があったときは、当該商標権の存続期間の更新登録及びその存続期間の満了の年月日を含む。）：

☐ 該当しない

（２）法第13条第２項該当の有無（（１）で「該当する」欄にチェックを付した場合に限る。）

☐ 法第13条第２項第１号に該当

【専用使用権】

☐ 専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

☐ 専用使用権は設定されていない。

☐ 法第13条第２項第２号に該当

【商標権】

商標権者の承諾の年月日：

【専用使用権】

☐ 専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

☐ 専用使用権は設定されていない。

☐ 法第13条第２項第３号に該当

【商標権】

商標権者の承諾の年月日：

【専用使用権】

☐ 専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

☐ 専用使用権は設定されていない。

10 連絡先

住所又は居所：

宛名：

担当者の氏名及び役職：

電話番号：

電子メールアドレス：

別記様式2

生産行程管理業務規程

年 月 日

1 作成者

住所（フリガナ）：（〒）

名称（フリガナ）：

代表者（管理人）の氏名及び役職：

ウェブサイトのアドレス：

2 農林水産物等の区分

区分名：

区分に属する農林水産物等：

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：

4 明細書の変更

5 明細書適合性の確保のために必要な措置

6 明細書適合性の指導

7 地理的表示等の適切な使用の確保のために必要な措置

8 地理的表示等の違反使用が判明したときの指導

9 重大な違反が判明した場合の報告

10 資料の保存

11 連絡先

住所又は居所：

宛名：

担当者の氏名及び役職：

電話番号：

電子メールアドレス：

別記様式3

欠格条項に関する申告書

農林水産大臣 殿

年 月 日

申請者 住所
名称
代表者（又は管理人）の氏名

下記の登録（※1）の申請について、申請者は、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成26年法律第84号。以下「法」という。）第13条第1項第1号に、

☐ 該当します

（理由）

☐ 法第13条第1項第1号イ

☐ 法第13条第1項第1号ロ（1）

☐ 法第13条第1項第1号ロ（2）

☐ 該当しません

記

1 申請農林水産物等の区分（※2）

2 申請農林水産物等の名称（※2）

（※1）変更の登録の申請の場合は、「登録」を「変更の登録」とする。

（※2）変更の登録の申請の場合は、上記1及び2の事項を「1 変更の登録の申請の番号及び年月日」「2 登録番号」「3 登録に係る特定農林水産物等の区分」「4 登録に係る特定農林水産物等の名称」とする。

別記様式 4

承諾書

農林水産大臣 殿

年 月 日

承諾者
住所
氏名又は名称
代表者の氏名

下記 1 の登録商標の商標権者（専用使用権者）である私は、下記 2 の農林水産物等について、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成26年法律第84号）に基づく登録をすることについて承諾します。

記

1 商標について

- （1）商標権者の氏名又は名称
- （2）登録商標
- （3）指定商品又は指定役務
- （4）商標登録の登録番号
- （5）商標権の設定の登録及び存続期間の満了の年月日（当該商標権の存続期間の更新登録があったときは、当該商標権の存続期間の更新登録及びその存続期間の満了の年月日を含む。）
- （6）専用使用権者の氏名又は名称

2 農林水産物等について

- （1）農林水産物等の区分
- （2）農林水産物等の名称

番 号
年 月 日

申請者 殿

農林水産大臣

登録（※１）の申請の補正について

下記の登録（※１）の申請について審査を行った結果、補正が必要であると認められましたので、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成26年法律第84号）第7条の2第1項の規定に基づき、別紙の事項について、補正を指示します。

記

- 1 登録の申請の番号及び年月日（※２）
- 2 申請農林水産物等の区分（※２）
- 3 申請農林水産物等の名称（※２）

（※１）変更の登録の申請の補正の場合は、「登録」を「変更の登録」とする。

（※２）変更の登録の申請の補正の場合は、上記１から３の事項を「１ 変更の登録の申請の番号及び年月日」「２ 登録番号」「３ 登録に係る特定農林水産物等の区分」「４ 登録に係る特定農林水産物等の名称」とする。

別紙

補正を必要とする事項

下記の指示に従って、期限までに特定農林水産物等の名称の保護に関する法律施行規則（平成27年農林水産省令第58号）様式第1号の2（※1）の補正書により補正してください。

記

- 1 別添の補正対象事項について、補正内容を記載した補正書を提出してください。

提出部数 1通 提出期限 年 月 日（※2）

- 2 補正書には、補正内容を反映した申請書、明細書、生産行程管理業務規程その他必要な書類を添付してください。

（※1）変更の登録の申請の補正の場合は、「様式第1号の2」を「様式第7号の2」とする。

（※2）提出期限は、原則、通知施行日から30日後の日を記載する。

番 号
年 月 日

申請者 殿

農林水産省輸出・国際局知的財産課長

現地調査の実施について

貴殿の登録（※1）の申請について下記により現地調査を行いますので、御了知ください。

記

- 1 登録の申請の番号及び年月日（※2）
- 2 申請農林水産物等の区分（※2）
- 3 申請農林水産物等の名称（※2）
- 4 調査年月日（※2）
- 5 調査担当者（※2）
- 6 調査場所（※2）
- 7 調査事項（※2）

（※1）変更の登録の申請の場合は、「登録」を「変更の登録」とする。

（※2）変更の登録の申請の場合は、上記1から7の事項を「1 変更の登録の申請の番号及び年月日」「2 登録番号」「3 登録に係る特定農林水産物等の区分」「4 登録に係る特定農林水産物等の名称」「5 調査年月日」「6 調査担当者」「7 調査場所」「8 調査事項」とする。

番 号
年 月 日

申請者 殿

農林水産大臣

登録（※ 1）の申請の却下について

下記の登録（※ 1）の申請は、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成26年法律第84号）第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき指示した登録の申請の補正が指定した期間内に行われなかったため、同条第 2 項の規定に基づき、却下します。

記

- 1 登録の申請の番号及び年月日（※ 2）
- 2 申請農林水産物等の区分（※ 2）
- 3 申請農林水産物等の名称（※ 2）

（※ 1）変更の登録の申請の場合は、「登録」を「変更の登録」とする。

（※ 2）変更の登録の申請の場合は、上記 1 から 3 の事項を「1 変更の登録の申請の番号及び年月日」「2 登録番号」「3 登録に係る特定農林水産物等の区分」「4 登録に係る特定農林水産物等の名称」とする。

この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、農林水産大臣に対して、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求をすることができます。なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には、審査請求をすることができません。

また、処分があったことを知った日から 6 か月以内に、国を被告として、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく処分の取消しの訴えを提起できます。なお、処分があったことを知った日から 6 か月以内であっても、処分の日から 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができません。

別記様式 8

取下書

農林水産大臣 殿

年 月 日

申請者 住所
名称
代表者（管理人）の氏名

下記の登録（※１）の申請について、取り下げます。

記

- 1 登録の申請の番号及び年月日（※２）
- 2 申請農林水産物等の区分（※２）
- 3 申請農林水産物等の名称（※２）

（※１）変更の登録の申請の場合は、「登録」を「変更の登録」とする。

（※２）変更の登録の申請の場合は、上記 1 から 3 の事項を「1 変更の登録の申請の番号及び年月日」「2 登録番号」「3 登録に係る特定農林水産物等の区分」「4 登録に係る特定農林水産物等の名称」とする。

番 号
年 月 日

申請者 殿

農林水産省輸出・国際局知的財産課長

登録（※１）の申請の取下げについて

年 月 日付けで貴殿から申出のあった下記の登録（※１）の申請の取下げについては、その手続を完了したのでお知らせいたします。

記

- 1 登録の申請の番号及び年月日（※２）
- 2 申請農林水産物等の区分（※２）
- 3 申請農林水産物等の名称（※２）
- 4 取下げの内容（※２）

（※１）変更の登録の申請の場合は、「登録」を「変更の登録」とする。

（※２）変更の登録の申請の場合は、上記 1 から 4 の事項を「1 変更の登録の申請の番号及び年月日」「2 登録番号」「3 登録に係る特定農林水産物等の区分」「4 登録に係る特定農林水産物等の名称」「5 取下げの内容」とする。

番 号
年 月 日

申請者 殿

農林水産大臣

意見書の写しの送付について

下記の登録（※１）の申請について、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成26年法律第84号）第９条第１項の規定による意見書の提出がありましたので、同条第２項の規定に基づき、当該意見書等の写しを送付（※３）いたします。

記

- 1 登録の申請の番号及び年月日（※２）
- 2 申請農林水産物等の区分（※２）
- 3 申請農林水産物等の名称（※２）

（※１）変更の登録の申請の場合は、「登録」を「変更の登録」とする。

（※２）変更の登録の申請の場合は、上記１から３の事項を「１ 変更の登録の申請の番号及び年月日」「２ 登録番号」「３ 登録に係る特定農林水産物等の区分」「４ 登録に係る特定農林水産物等の名称」とする。

（※３）申請者には、意見書及び意見書の添付書類を送付する。

（※３）意見書及び意見書の添付書類の写しは、申請者の人数分送付する。

番 号
年 月 日

申請者 殿

農林水産大臣

登録の申請を意見書の提出とみなすことについて

下記 1 の登録の申請は、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成26年法律第84号）第10条第 1 項各号のいずれにも該当するため、同項に基づき、下記 1 の登録の申請を、下記 2 の登録の申請について同法第 9 条第 1 項の規定によりされた意見書の提出とみなします。

なお、下記 1 の登録の申請を内容とする再度の申請は、同法第10条第 2 項の規定により下記 2 の登録の申請について、取下げ、同法第13条第 1 項の規定により登録を拒否する処分又は登録があった後でなければすることができません。

記

1 意見書の提出とみなされる登録の申請

（1）登録の申請の番号及び年月日

（2）申請農林水産物等の区分

（3）申請農林水産物等の名称

2 意見書の提出の対象となる登録の申請

（1）登録の申請の番号及び年月日

（2）申請農林水産物等の区分

（3）申請農林水産物等の名称

番 号
年 月 日

申請者 殿

農林水産大臣

申請書等の写しの送付について

下記の登録の申請について、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成26年法律第84号）第10条第1項の規定により意見書の提出とみなされた登録の申請がありましたので、同法第9条第2項の規定に基づき、写しを送付いたします。

記

- 1 登録の申請の番号及び年月日
- 2 申請農林水産物等の区分
- 3 申請農林水産物等の名称

（施行注意）

申請書等の写しは、申請者の人数分送付する。

番 号
年 月 日

申請者 殿

農林水産大臣

登録（※1）について

貴殿の登録（※1）の申請について、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成26年法律第84号）第12条第1項の規定に基づき、下記のとおり、登録（※1）をしましたので通知いたします。

記

- 1 登録番号（※2）
- 2 登録の年月日（※2）
- 3 登録に係る特定農林水産物等の区分（※2）
- 4 登録に係る特定農林水産物等の名称（※2）

（※1）変更の登録の場合は、「登録」を「変更の登録」とする。

（※2）変更の登録の場合は、上記1から4の事項を「1 登録番号」「2 登録に係る特定農林水産物等の区分」「3 登録に係る特定農林水産物等の名称」「4 変更の登録の年月日」「5 変更の登録に係る事項」とする。

別紙

登録免許税の納付について（※１）

貴殿の申請について登録（※２）をしましたので、登録免許税法（昭和42年法律第35号）の規定に基づき、登録免許税 9 万円を納付し、登録（※２）があった日から 1 か月を経過する日までに領収証書の原本を速やかに提出して下さい。

なお、領収証書の原本の提出があるまでは、特定農林水産物等登録証は交付されませんので、御留意ください。

（※１）変更の登録にあつては、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律第15条第1項の生産者団体を追加する変更の登録の場合にのみ、本別紙を添付する。

（※２）変更の登録の場合は、「登録」を「変更の登録」とする。

別記様式14

登録に係る登録免許税納付書の提出

農林水産大臣 殿

年 月 日

納付者 住所
名称
代表者（又は管理人）の氏名

年 月 日付けで受けた登録について、登録免許税を納付したので、下記により、領収証書を提出します。

記

領収証書貼付欄

番 号
年 月 日

申請者 殿

農林水産大臣

登録（※１）の拒否について

下記の登録（※１）の申請については、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成26年法律第84号。以下「法」という。）第13条第1項第 号に該当するため、登録を拒否します。

記

- 1 登録の申請の番号及び年月日（※２）
- 2 申請農林水産物等の区分（※２）
- 3 申請農林水産物等の名称（※２）
- 4 拒否理由（※２）
 - （１）該当する法の条項
 - （２）拒否理由の説明

（※１）変更の登録の申請の場合は、「登録」を「変更の登録」とする。

（※２）変更の登録の申請の場合は、上記１から４の事項を「１ 変更の登録の申請の番号及び年月日」「２ 登録番号」「３ 登録に係る特定農林水産物等の区分」「４ 登録に係る特定農林水産物等の名称」「５ 拒否理由」とする。

この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、農林水産大臣に対して、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求をすることができます。なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合には、審査請求をすることができません。

また、処分があったことを知った日から６か月以内に、国を被告として、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく処分の取消しの訴えを提起できます。なお、処分があったことを知った日から６か月以内であっても、処分の日から１年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができません。

番 号
年 月 日

申請者 殿

農林水産大臣

明細書の変更の承認について

貴殿の明細書の変更の承認の申請について、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成26年法律第84号）第16条の2第3項の規定に基づき、下記のとおり、変更の承認をしましたので通知いたします。

記

- 1 登録番号
- 2 登録に係る特定農林水産物等の区分
- 3 登録に係る特定農林水産物等の名称
- 4 変更の承認の年月日
- 5 明細書の変更に係る事項

別記様式17

登録生産者団体の変更の届出書

農林水産大臣 殿

年 月 日

登録生産者団体 住所
名称
代表者（管理人）の氏名

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成26年法律第84号）第17条第1項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 登録番号
- 2 登録に係る特定農林水産物等の区分
- 3 登録に係る特定農林水産物等の名称
- 4 変更前の登録生産者団体の名称等
（登録生産者団体の名称）
（登録生産者団体の住所）
（代表者（管理人）の氏名）
- 5 変更後の登録生産者団体の名称等
（登録生産者団体の名称）
（登録生産者団体の住所）
（代表者（管理人）の氏名）
- 6 変更の理由
- 7 変更の年月日

生産行程管理業務規程の変更の届出書

農林水産大臣 殿

年 月 日

登録生産者団体 住所
名称
代表者（管理人）の氏名

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成26年法律第84号）第18条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 登録番号
- 2 登録に係る特定農林水産物等の区分
- 3 登録に係る特定農林水産物等の名称
- 4 変更事項（※）

（※）生産行程管理業務規程のうち変更を求める事項のみを記載し、変更箇所が分かるように修正した生産行程管理業務規程を添付すること。

生産行程管理業務の休止の届出書

農林水産大臣 殿

年 月 日

登録生産者団体 住所
名称
代表者（管理人）の氏名

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成26年法律第84号）第19条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 登録番号
- 2 登録に係る特定農林水産物等の区分
- 3 登録に係る特定農林水産物等の名称
- 4 生産行程管理業務の休止を開始する日
- 5 生産行程管理業務を休止する理由
- 6 生産行程管理業務の再開予定日

生産行程管理業務の再開の届出書

農林水産省輸出・国際局知的財産課長 殿

年 月 日

登録生産者団体 住所
名称
代表者（管理人）の氏名

生産行程管理業務を再開しますので、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 登録番号
- 2 登録に係る特定農林水産物等の区分
- 3 登録に係る特定農林水産物等の名称
- 4 生産行程管理業務の再開をする日

登録失効の届出書

農林水産大臣 殿

年 月 日

登録生産者団体 住所
名称
代表者（管理人）の氏名

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成26年法律第84号）第20条第2項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 登録番号
- 2 登録に係る特定農林水産物等の区分
- 3 登録に係る特定農林水産物等の名称
- 4 登録失効事由及びその年月日
登録失効事由 ☐第20条第1項第1号
☐第20条第1項第2号
(説明)

登録失効の年月日

撤回書

農林水産大臣 殿

年 月 日

撤回者
住所
氏名又は名称
代表者の氏名

下記 1 の登録商標の商標権者（専用使用権者）である私は、下記 2 の登録に係る特定農林水産物等について、 年 月 日に、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成26年法律第84号）に基づく登録をすることについて承諾しましたが、今般、これを撤回します。

記

1 商標について

- (1) 商標権者の氏名又は名称
- (2) 登録商標
- (3) 指定商品又は指定役務
- (4) 商標登録の登録番号
- (5) 商標権の設定の登録及び存続期間の満了の年月日（当該商標権の存続期間の更新登録があったときは、当該商標権の存続期間の更新登録及びその存続期間の満了の年月日を含む。）
- (6) 専用使用権者の氏名又は名称

2 登録に係る特定農林水産物等について

- (1) 登録番号
- (2) 登録に係る特定農林水産物等の区分
- (3) 登録に係る特定農林水産物等の名称

番 号
年 月 日

登録生産者団体 殿

農林水産大臣

登録の取消しについて

下記の登録は、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成26年法律第84号）第22条第1項第 号に該当するため、取消します。

記

- 1 登録の番号及び年月日
- 2 登録に係る特定農林水産物等の区分
- 3 登録に係る特定農林水産物等の名称
- 4 取消し事項等
 - (1) 取消し事項
 - (2) 取消し理由の説明

この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、農林水産大臣に対して、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求をすることができます。なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、審査請求をすることができません。

また、処分があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく処分の取消しの訴えを提起できます。なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができません。

番 号
年 月 日

申請者 殿

農林水産大臣

登録の申請を意見書の提出とみなすことについて

下記 1 の登録の申請は、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成26年法律第84号）第26条第 1 項各号のいずれにも該当するため、下記 1 の登録の申請を、下記 2 の指定をすることについて同法第26条の規定によりされた意見書の提出とみなします。

なお、下記 1 の登録の申請を内容とする再度の申請は、同法第26条第 2 項の規定により下記 2 の指定手続について、同法第29条第 1 項の規定により指定をしないこととされた後又は指定があった後でなければすることができません。

記

1 意見書の提出とみなされる登録の申請

（1）登録の申請の番号及び年月日

（2）申請農林水産物等の区分

（3）申請農林水産物等の名称

2 意見書の提出の対象となる指定手続

（1）指定前の公示の番号

（2）指定対象特定農林水産物等の区分

（3）指定対象特定農林水産物等の名称

特定農林水産物等登録簿等の謄写請求書

農林水産省輸出・国際局知的財産課長 殿

年 月 日

住所（〒 ）

氏名又は名称

電話番号

下記の登録に係る ☐ 特定農林水産物等登録簿
☐ 明細書 の謄写を請求します（※）。
☐ 生産行程管理業務規程

記

- 1 登録番号
- 2 登録に係る特定農林水産物等の区分
- 3 登録に係る特定農林水産物等の名称

（※）謄写を希望される書類に「✓」を付してください。

特定農林水産物等の登録（※1）の証明請求書

農林水産省輸出・国際局知的財産課長 殿

年 月 日

住所（〒 ）
氏名又は名称
電話番号

下記の特記農林水産物等について、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成26年法律第84号）第6条の登録（※2）がされていることの証明を請求します。

記

- 1 登録番号（※3）
- 2 登録に係る特定農林水産物等の区分（※3）
- 3 登録に係る特定農林水産物等の名称（※3）

（※1）指定の証明の請求の場合は、「登録」を「指定」とする。

（※2）指定の証明の請求の場合は、「第6条の登録」を「第23条の指定」とする。

（※3）指定の証明の請求の場合は、上記1から3の事項を「1 指定番号」「2 指定に係る特定農林水産物等の区分」「3 指定に係る特定農林水産物等の名称」とする。

特定農林水産物等の登録（※１）の証明

下記のとおり、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成26年法律第84号）第6条（※２）の登録（※１）がされていることを証明する。

記

- 1 登録番号及び登録の年月日（※３）
- 2 登録に係る特定農林水産物等の区分（※３）
- 3 登録に係る特定農林水産物等の名称（※３）
- 4 登録生産者団体（※３）
（名称）
（住所）
（代表者（管理人）の氏名）

年 月 日

農林水産省輸出・国際局知的財産課長

（※１）指定の証明の場合は、「登録」を「指定」とする。

（※２）指定の証明の場合は、「第6条」を「第23条第1項」とする。

（※３）指定の証明の場合は、上記１から３の事項を「１ 指定番号及び指定の年月日」「２ 指定に係る特定農林水産物等の区分」「３ 指定に係る特定農林水産物等の名称」とし、４の事項を省略する。